

令和 7 年 第 1 回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和 7 年 1 月 2 2 日（水）			
招集の場所	時津町役場 本庁舎 5 階第 3 会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和 7 年 1 月 2 2 日（水）午後 1 時 3 0 分		
	閉 議	令和 7 年 1 月 2 2 日（水）午後 2 時 0 5 分		
出欠委員の氏名 出席 5 名 欠席 0 名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帶山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課主事	北原 泰道
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第11回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について
議案第2号 時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第1回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第11回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和6年第11回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第11回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第11回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和6年12月19日から令和7年1月21日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第1号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第１号 教育上特別の配慮を要する児童生徒 の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第４、議案の審議等を行います。

議案第１号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第１号は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第１号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第２号 時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師 の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 2 号、時津町立小中学校学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についての件を議題とします。

議案第 2 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第 2 号、時津町立小中学校学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご説明いたします。

学校保健安全法第 23 条の規定により、時津町立小中学校学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱を行う必要があるためこの議案を提出するものです。

資料一覧をご覧ください。

昨年度から変更となったのは、しらいし胃腸科外科クリニックの白石 良介先生が、鳴北中学校学校医から児童数が増加した時津北小学校学校医に変更となっています。

なお、学校医は、西彼杵郡医師会を通じて委嘱をしていただくようになります。

以上議案第 2 号についての説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

学校で学校医等の配置する人数が違うのは、何か理由等がありますか。

○ 廣瀬学校教育課長

児童生徒数で学校医等の配置する人数を決めています。

2 名の校医を置く時津東小学校の来年度の児童数が 486 人。来年度の時津北小学校の児童数が 482 名と時津東小学校と同じ規模となりますので、2 名の学校医を置くこととしました。

○ 宮原教育委員

学校医等の人数の国基準は、ありませんか。

○ 廣瀬学校教育課長

学校医等の配置人員の国基準はありません。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第２号、時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和７年第１回時津町教育委員会会議を閉会します。